

IJCA 国際日本料理協会 組織概要のご説明

はじめにー。

『日本書紀』磐鹿六雁命で景行天皇が亡き日本武尊を偲んで安房の浮宮へ行幸した際に鰹と蛤の膾を出したことから日本料理の歴史がはじまったとされています。以来、日本料理はその時代に応じた変化、変革を行いながら世界に類をみない繊細かつ独創的な料理として現在の地位を確立するに至りました。国際日本料理協会は日本料理の素晴らしさを広く国内外に伝え広げ、そして未来へ日本料理を正しく継承するために心技体すべてに秀でた人材の育成と豊かな食育環境の構築を積極的に取り組んでいく組織です。

1) 目的

当協会は、日本料理の普及発展を通して、日本文化の促進を図り、食環境の醸成を目指すとともに、正しい日本料理継承推進のオピニオン・リーダーとして世界に各種情報・提言を発信し、地域社会に貢献することを目的とする。

2) 認定料理人登録のご案内

日本料理の素晴らしさを世界にそして未来に伝え広げる機関として、大いなる社会的責任を携えて積極的に活動してまいります。そして、当協会の活動の基礎となるのが会員の支援と認定料理人の登録です。認定料理人になりますと、当協会を代表して、多方面への講演、講習、社会貢献活動などの幅広い活動の場を提供されて活動の幅を広げる事が出来ます。活動により料理人として社会的知名度、地位の確立が約束されるものと考えています。

3) 登録料理人の認定制度について

当協会の定める認定料理人は経験、技量により称号が異なります。規定ものに基づき、最高位はエキスパートクラス（シニアシェフ）の最高位認定料理人の称号を進呈し、続いてアドバンスクラス認定料理人、経験の浅い方や始業中の方はアカデミッククラスとして登録します。入会後はそのランクに応じた活動の場を提供いたします。

◆シニア認定料理人規定（エキスパートクラス）

- 1) 調理師免許取得後3年目以上で通算10年以上調理経験し、現在も従事している上に、3名以上の調理場で3年以上料理長の経験
- 2) 当協会の定める実地及び筆記審査の合格

◆認定料理人規定（アドバンスクラス）

- 1) 調理師免許取得後3年目以上で通算5年以上調理経験し、現在も従事している
- 2) 当協会の定める実地及び筆記審査の合格

◆準認定料理人（アカデミッククラス）

- 1) 通算3年以上調理の経験
- 2) 当協会の定める実地及び筆記審査の合格
- 3) 当協会の料理セミナー及びスクール受講修了

4) 認定商品について

当協会は日本料理にかかせない食材についても研究を重ねてまいります。安心安全であるか、伝統的な技法を継承しているか、また革新的か、などを独自の検証機関をもって判断し、認定商品を定め、その優位性を国内外に発信いたします。

5) 活動概要

- 国際日本料理協会認定料理人の紹介
- 国際日本料理認定商品の開発（フードコンテスト開催等）
- 認定日本料理店の開発（Webで発信）
- 外食店舗・ホテル・旅館専門料理コンサルティング業務
- 日本料理グランプリ開催（日本料理発展事業）
- 日本料理検定の発足（平成25年予定）
- 日本料理セミナー開講（JR大阪伊勢丹にて好評開催中）
- 海外日本料理視察事業（海外の日本料理の情勢を視察）
- 報奨事業（活躍した会員への報奨を行う）

6) 当協会員のメリットについて (認定料理人)

- ① 料理人としての知名度が上がり価値が上がる (料理セミナー講師を行う等)
- ② 勤め先の店舗の知名度、イメージの向上に繋がる (料理セミナー講師を行う等)
- ③ 当協会ネットワークを活かしたより良い就職先の確保
- ④ 知識、技量の更なる向上 (海外視察など協会活動による)
- ⑤ 常により高い次元の食材、食器、人材の情報共有が可能となる
- ⑥ IT、法務、財務経理、金融、不動産、建築などスペシャリストとの交流が可能
- ⑦ 独立支援業務の充実
- ⑧ 世界中の調理師との交流が可能
- ⑨ 当協会の名刺、メールアドレスを取得による信頼の向上 (nihon-ryouri.jp)

7) 認定料理人登録方法について (入会について)

本会への入会は随時受け付けておりますが、審議して入会を決定するため、必要書類を提出いただいた後、面接の上、決定いたします。また許可になるまで2ヶ月ほどかかる場合がございます。※当協会に相応しくない方と判断した場合、お断りする場合があります。

本会会員の権利・義務等については、会則に定めています。当会は、収集した個人情報をもとに本会事業達成のために必要な範囲で使用します。詳しくはHPの「国際日本料理協会における個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

協会への入会手続きは、当協会事務局が窓口となります。

「入会申請書」はHPのインフォメーションから書類取寄せ申請を行って入手してください。提出時に必要な書類は会員種別によって異なります。

入会に必要な書類

- 1) 戸籍謄本
- 2) 本人確認資料 (免許証、保険証、パスポート)
- 3) 調理師士免許
- 4) 所定の入会申込用紙

国際日本料理協会 認定料理人 登録費用

登録費 10,000 円 / 年会費 12,000 円 (月額 1,000 円)

国際日本料理協会 賛助会員 登録費用

登録費 10,000 円 / 年間費 60,000 円 (月額 5,000 円)

8) 会則について

【名称】

第1条 この会は、『国際日本料理協会』と称する。

【事務局】

第2条 事務局は、大阪市福島区福島7丁目14-18 5F に置く。

IJCA

<http://www.nihon-ryouri.jp>

【設立の趣旨】

第3条

- 1) 『日本料理の文化・伝統を守り、その技術・神髄を伝える』活動を行うことを目的とする有志の会である。
- 2) 『日本料理道』を追求する。
- 3) 安心安全・地産地消を積極的に支持・支援する。

【活動・事業の種類】

第4条 前条の目的を達成するために普及活動を実施する。当会は営利を目的としない。

- 1) 日本料理の文化・伝統、技術・神髄の伝承
- 2) 日本料理普及における各地域の特産物の研究、およびその料理・活用法の研鑽
- 3) 日本料理人としての社会貢献
- 4) 日本料理の普及におけるその他のあらゆる活動

【会員】

第5条 会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

【入会】

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会審議の承認を得るものとする。

【退会】

第7条 会員は、退会届を会に提出し任意に退会することができる。

【事業報告及び決算】

第8条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。(事業年度)

第9条 事業年度は、毎4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

【理事会及び事務局】

第10条 この会の運営は理事会が行い、この会の事務を行うため事務局を置く。

【委任】

第11条 会則に定めのない事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

【変更】

第12条 会則は、理事会において、理事会の承認がなければ変更できない。

【附則】

会則は、平成24年4月1日から施行する。

以上

IJCA 国際日本料理協会
会長 藤口 晃一